

福岡県公報

令和3年7月2日
第 213 号

目次

告 示 (第658号 - 第674号)

- 情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等 (情報政策課) 1
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止 (保護・援護課) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更 (保護・援護課) 3
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) 3
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) 4
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の氏名 (名称) の変更 (保護・援護課) 4
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) 4
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) 4
- 指定代理納付者の指定 (教育庁文化財保護課) 5
- 指定代理納付者の指定 (教育庁文化財保護課) 5
- 指定代理納付者の指定 (教育庁文化財保護課) 5
- 指定代理納付者の指定 (教育庁文化財保護課) 6
- 指定代理納付者の指定 (教育庁文化財保護課) 6
- 指定代理納付者の指定 (教育庁文化財保護課) 6
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 7
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 7

公 告

- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出

- 競争入札参加者の資格等 (中小企業振興課) 7
- 一般競争入札の実施 (総務事務厚生課) 9
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) 12
- 第42期福岡県労働委員会の補欠の労働者委員候補者及び補欠の使用
者委員候補者の推薦 (労働政策課) 12
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 13
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 13
- 大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 13

公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の
開催 (警察本部生活保安課) 14
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の
開催 (警察本部生活保安課) 14
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) 15

雑 報

- 重量及び長さの最高限度を引き上げる道路の指定 (道路建設課) 16

正 誤

- 指定代理納付者の指定 (令和3年5月福岡県告示第557号) 中正誤 16
- 指定代理納付者の指定 (令和3年5月福岡県告示第558号) 中正誤 16

告 示

福岡県告示第658号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則 (平成16年福岡県規則第25号) 第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称、条項、当該使用の開始日及び対象手続を公示する。ただし、当該対象手続に係る申請等は、同規則第4条第4項ただし書の規定により

、電子署名を要しないものとする。

令和3年7月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

手続等の根拠となる法令 又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）	第201条第4項	令和3年7月2日	工賃実績の報告

福岡県告示第659号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年7月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
福津生78	ひまきのクリニック内科循環器内科	福津市日蒔野五丁目5-11	R3・5・1
像生157	おおしろ脳神経外科	宗像市宮田二丁目13-4	R3・6・3
春生188	医療法人悠志会 中村整形外科医院	春日市須玖南二丁目138	R3・5・1
大生462	新栄町駅前クリニック	大牟田市新栄町9-4	R3・6・1
田川生13	すずかけこころのクリニック	田川郡香春町大字中津原1817	R3・6・1
行生149	行橋整形外科	行橋市東泉五丁目1-4	R3・5・1
中生94	なかま大人こども歯科	中間市中央五丁目1-21	R3・6・1

柏生薬187	新生堂薬局篠栗病院前店	糟屋郡篠栗町大字尾仲94	R3・6・1
筑生薬59	有限会社薬師堂薬局 たんぽぽ薬局	筑後市大字山ノ井1075-5	R3・4・1
直生薬102	おおた薬局	直方市大字感田2154-1	R3・6・1
柏生訪18	すこやか訪問看護ステーション	糟屋郡宇美町障子岳南二丁目22-10	H30・5・1
柏生訪17	訪問看護ステーション土屋九州	糟屋郡粕屋町大字内橋800-19 カレンシーハイツ西村307	R2・11・1
像生訪10	B a b y ' s 訪問看護ステーション	宗像市田久四丁目16-1	R3・5・1
糸島地生訪7	訪問看護ステーション明糸	糸島市二丈田中字八幡694-5	R3・4・1
直生訪15	訪問看護ステーション泉帆	直方市大字上境289-1	R3・5・1
直生訪14	訪問看護ステーション陽だまりpoppo	直方市神正町8-2	R3・5・1
京生訪15	ラシック訪問看護ステーション	京都郡菟田町与原三丁目5-4	R3・5・1
行生訪19	訪問看護ステーションリリー	行橋市宮市町3-2-301	R3・5・1

福岡県告示第660号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年7月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
大生歯127	下村歯科医院	大牟田市大正町四丁目7-3	R3・4・5

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
福津生69	ひまきのクリニック 内科 循環器内科	福津市日蔭野五丁目5-11	R3・4・30
春生59	中村整形外科医院	春日市須玖南二丁目138	R3・4・30
行生146	行橋整形外科	行橋市東泉五丁目1-4	R3・4・30
築生薬18	たんぼぼ薬局	筑後市大字山ノ井屋舗1075-5	R3・3・31
宮生訪8	B a b y ' s 訪問看護ステーション	宮若市福丸222-1-2	R3・4・30

福岡県告示第661号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年7月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
飯生243	医療法人さんご会 みやじま内科呼吸器 内科クリニック	医療法人みやじま 内科・呼吸器内科 クリニック	飯塚市菰田西二丁目 3-52	R3・5・1
粕生薬133	サンアイ調剤薬局 志免店	スカイメディカル 志免薬局	糟屋郡志免町志免東 三丁目1-16	R3・4・1
粕生薬150	サンアイ調剤薬局 粕屋店	スカイメディカル 粕屋薬局	糟屋郡粕屋町長者原 西二丁目6番48号	R3・4・1
大野生薬84	サンアイ薬局大野 城店	スカイメディカル 大野城薬局	大野城市紫台1-5	R3・4・1
春生薬66	サンアイ薬局春日 店	スカイメディカル 春日薬局	春日市星見ヶ丘二丁 目55-21 アリエス ビル101	R3・4・1

筑紫生薬92	サンアイ薬局筑紫 店	スカイメディカル 筑紫薬局	筑紫野市大字下見22 -6	R3・4・1
朝倉生薬43	サンアイ調剤薬局 えびす店	スカイメディカル えびす薬局	朝倉市持丸455-8	R3・4・1
柳生薬40	サンアイ調剤薬局 とよはら店	スカイメディカル とよはら薬局	柳川市大和町豊原 130-6	R3・4・1

福岡県告示第662号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年7月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
大生マ45	山口 浩二（OFA療養サポートセ ンター大牟田支店）	大牟田市大字宮崎11-2 -402号	R3・5・3
飯生柔120	井上 天尋（たかくら整骨院）	飯塚市柏の森532-3	R3・5・6
八女生柔43	川上 陶真（八女スポーツ整骨院）	八女市本村973-1	R3・5・1
八女生柔44	牛島 悠輔（くろぎ整骨院）	八女市黒木町本分645- 1	R3・5・20
小生柔47	秋山 拓也（堺整骨院小郡院）	小郡市小坂井118-1	R3・5・1
小生柔48	来間 博之（堺整骨院小郡院）	小郡市小坂井118-1	R3・5・1
小生柔49	秋山 孝一（堺整骨院小郡院）	小郡市小坂井118-1	R3・5・1
大野生柔65	本原 光次郎（むさし鍼灸整骨院 川久保）	大野城市中三丁目1-40	R3・1・29
像生柔128	佐名 寿規（はりきゅう整骨院KM EDICAL）	宗像市赤間駅前二丁目8 -10 花田ビル101	R3・6・1

粕生柔206	田中 優唯 (堺整骨院 志免院)	糟屋郡志免町南里四丁目1-16-203	R3・5・1
宗遠生柔50	並木 秀一郎 (堺整骨院 水巻院)	遠賀郡水巻町樋口3-7	R3・5・1
宗遠生柔51	森山 琢央 (堺整骨院 水巻院)	遠賀郡水巻町樋口3-7	R3・4・21
嘉鞍生柔9	伴 公貴 (はなまる整骨院)	嘉穂郡桂川町大字豆田517-2	R3・5・1
大野生はき27	三浦 正一期 (むさし鍼灸整骨院 川久保)	大野城市大字中三丁目1-40	R3・1・29
粕生はき27	集地 香織 (からだすこやか治療院 糟屋店)	糟屋郡篠栗町大字尾仲110-5	R3・6・1
粕生はき28	熊野 大志 (からだすこやか治療院 糟屋店)	糟屋郡篠栗町大字尾仲110-5	R3・6・1
粕生はき29	田中 優唯 (堺はりきゅう治療院 志免院)	糟屋郡志免町南里四丁目1-16-203	R3・5・1

福岡県告示第663号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年7月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
大生マ19	山下 晴子 (明德堂鍼灸治療院)	大牟田市宮原町二丁目123	R3・4・30
大生はき12	山下 晴子 (明德堂鍼灸治療院)	大牟田市宮原町二丁目123	R3・4・30

福岡県告示第664号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者

の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から氏名（名称）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年7月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏名（名称）の変更

指定番号	変更前	変更後	変更年月日
糸島地生柔64	瓜生 ミツル (いとしまスポーツ整骨院)	瓜生 ミツル (アンドライフ整骨院)	R3・3・31

福岡県告示第665号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年12月福岡県告示第1902号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年7月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
谷1丁目	福岡市中央区谷一丁目及び谷二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第666号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年12月福岡県告示第1903号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において

準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年7月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
谷1丁目	福岡市中央区谷一丁目及び谷二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第667号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第85条の5の規定により告示する。

令和3年7月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地

(1) 名称

株式会社ジェーシービー

(2) 所在地

東京都港区南青山五丁目1番22号 青山ライズスクエア

2 指定した日

令和3年3月29日

3 指定期間

令和3年3月29日から令和3年3月31日まで

4 対象となる歳入

九州歴史資料館使用料

雑入

福岡県告示第668号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第85条の5の規定により告示する。

令和3年7月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地

(1) 名称

トヨタファイナンス株式会社

(2) 所在地

愛知県名古屋市西区牛島町6番1号

2 指定した日

令和3年3月29日

3 指定期間

令和3年3月29日から令和3年3月31日まで

4 対象となる歳入

九州歴史資料館使用料

雑入

福岡県告示第669号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第85条の5の規定により告示する。

令和3年7月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地

(1) 名称

インタセクト・コミュニケーションズ株式会社

(2) 所在地

東京都千代田区神田小川町三丁目1番地

2 指定した日

令和3年3月29日

3 指定期間

令和3年3月29日から令和3年3月31日まで

4 対象となる歳入

九州歴史資料館使用料

雑入

福岡県告示第670号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第85条の5の規定により告示する。

令和3年7月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地

(1) 名称

株式会社ジェーシービー

(2) 所在地

東京都港区南青山五丁目1番22号 青山ライズスクエア

2 指定した日

令和3年4月1日

3 指定期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 対象となる歳入

九州歴史資料館使用料

雑入

福岡県告示第671号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第85条の5の規定により告示する。

令和3年7月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地

(1) 名称

トヨタファイナンス株式会社

(2) 所在地

愛知県名古屋市西区牛島町6番1号

2 指定した日

令和3年4月1日

3 指定期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 対象となる歳入

九州歴史資料館使用料

雑入

福岡県告示第672号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第85条の5の規定により告示する。

令和3年7月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地

(1) 名称

インタセクト・コミュニケーションズ株式会社

(2) 所在地

東京都千代田区神田小川町三丁目1番地

2 指定した日

令和3年4月1日

3 指定期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 対象となる歳入

九州歴史資料館使用料

雑入

福岡県告示第673号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年7月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	三潴陽線	前	久留米市三潴町西牟田6174番2先から 久留米市三潴町西牟田6150番3先まで	8.6 ～ 28.7	151.0
			後	久留米市三潴町西牟田6174番2先から 久留米市三潴町西牟田6150番1先まで	7.5 ～ 34.8	163.0

福岡県告示第674号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年7月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年7月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	福岡東環状線	糟屋郡粕屋町酒殿三丁目811番1先から 糟屋郡粕屋町酒殿三丁目809番1先まで

公告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年7月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年5月24日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 アクロスプラザ春日南

(2) 所在地 春日市星見ヶ丘一丁目72番、73番、74番、75番、76番、77番

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社エービーシー・マート 代表取締役 野口 実 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号	株式会社エービーシー・マート 代表取締役 野口 実 東京都渋谷区神南一丁目11番5号

株式会社ジーユー 代表取締役 柚木 治 東京都港区赤坂九丁目7番1号	株式会社ジーユー 代表取締役 柚木 治 山口県山口市佐山10717番地1
株式会社Coo&RIKU東日本 代表取締役 松岡 大輔 東京都足立区鹿浜四丁目1番8号	株式会社Coo&RIKU東日本 代表取締役 小林 大史 東京都足立区鹿浜四丁目1番8号

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和3年7月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

消防ポンプ車（備車7）

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴

収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- ク 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和3年7月16日（金曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年7月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達内容
- (1) 調達案件名
消防ポンプ車（備車7）
- (2) 調達物品及び数量
消防ポンプ車 1台
- (3) 履行期限
令和4年3月18日（金曜日）
- (4) 履行場所
福岡県消防学校
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一

般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（令和元年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和3年8月18日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	07	防災機器	AA
05	11	諸機器	AA
06	01	自動車	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を福岡県消防学校に令和3年8月3日（火曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者

・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問合せ先

福岡県消防学校

〒820-0301 嘉麻市牛隈1794番地

電話番号 0948-57-2830

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課調達班（行政南棟1階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

FAX 092-643-3109

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和3年7月2日（金曜日）から令和3年8月3日（火曜日）までの福岡県の休日（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和3年8月18日（水曜日）午後4時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁総務部会議室（行政南棟地下1階）

(2) 日時

令和3年8月19日（木曜日）午前10時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書

面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし契約を締結しない。

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
1 fire pump car
- (2) Delivery period : By March 18, 2022
- (3) Delivery place : Fire Academy
Tel 0948-57-2830
- (4) Time Limit for Tender : 4 : 00 P M on August 18, 2021
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office 7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
Tel 092-643-3092

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和3年7月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
----------	------	------

県営由地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和3年7月2日から 令和3年8月3日まで	田川市役所
-----------------------------	--------------------------	-------

公告

第42期福岡県労働委員会の補欠の労働者委員候補者及び補欠の使用者委員候補者の推薦について、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、労働組合及び使用者団体に対しそれぞれ次に定めるところにより候補者の推薦を求める。

令和3年7月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 推薦資格を有する労働組合及び使用者団体
 - (1) 労働者委員候補者の推薦資格を有する労働組合は、福岡県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であること。
 - (2) 使用者委員候補者の推薦資格を有する使用者団体は、福岡県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主な部分を占めている使用者団体であること。
- 2 被推薦者の資格

労働組合法第19条の4第1項に規定する欠格条項に該当しない者であること。
- 3 提出書類
 - (1) 労働組合の場合
 - ア 推薦書 2部
 - イ 労働者委員候補者調書 2部
 - ウ 労働組合資格証明書 2部
 - エ 福岡県労働委員会委員に就任することについての被推薦者の内諾書 2部
 - (2) 使用者団体の場合
 - ア 推薦書 2部
 - イ 使用者委員候補者調書 2部
 - ウ 当該団体の規約、定款又は寄附行為の写し 2部

エ 福岡県労働委員会委員に就任することについての被推薦者の内諾書 2部

4 推薦期間

- (1) 令和3年7月2日（金）から同年8月4日（水）まで
- (2) 推薦書類を持参する場合は、期間中の県の休日を除く毎日午前9時00分から午後5時00分までに提出すること。郵送する場合は、期間内必着のこと。

5 推薦書類の提出先

福岡県福祉労働部労働局労働政策課（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。

以下「労働政策課」という。）へ提出すること。

6 その他

推薦についての問合せは、労働政策課に行うこと。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年7月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年6月1日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 イオンモール福津
- (2) 所在地 福津市日蔭野六丁目16番地1外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
-----	-----

三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 橋本 勝 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山 一也 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
---	--

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年7月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

（第二工区）糟屋郡粕屋町大字江辻字千藏町31番1、32番1、32番3、32番4、33番3、34番1、35番1及び35番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地

S Gリアルティ株式会社

代表取締役 吉田 貴行

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年7月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年4月21日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ルミエール遠賀店
- (2) 所在地 遠賀郡遠賀町大字今古賀字貴舟498番1 外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
荷さばき施設の位置	面積	荷さばき施設の位置	面積
建物東側	70㎡	建物南側	72㎡
合計	70㎡	合計	72㎡

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
廃棄物等の保管施設の位置	容量	廃棄物等の保管施設の位置	容量
建物内東側	18.0㎡	建物内南側	28.0㎡
合計	18.0㎡	合計	28.0㎡

公安委員会

福岡県公安委員会告示第135号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和3年7月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和3年8月19日（木） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時間	科目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第136号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和3年7月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和3年8月5日(木) 午後1時30分～午後4時30分	北九州市若松区くきのうみ中央1番1号 若松警察署 会議室	若松警察署
令和3年8月12日(木) 午後1時30分～午後4時30分	福岡市東区箱崎七丁目8番2号 東警察署 会議室	東警察署
令和3年8月20日(金) 午後1時30分～午後4時30分	飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室	飯塚警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真(申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第137号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習(技能講習)を次のとおり開催するので告示する。

令和3年7月2日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和3年9月2日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各18名
令和3年9月9日(木) 午前9時00分～午後5時00分			
令和3年9月16日(木) 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和3年9月2日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

雑 報

福岡北九州高速道路公社公告第5号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路を次のとおり指定する。

令和3年7月2日

福岡北九州高速道路公社
理事長 喜安 和秀

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
市道福岡高速6号線	香椎浜ジャンクションから アイランドシティ出入口まで

2 指定する期日 令和3年7月2日

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同番上号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
3.5.18	200	告示	557	2	○		下から5		福岡県知事 服部 誠太郎	福岡県教育委員会
3.5.18	200	告示	558	2		○	下から14		福岡県知事 服部 誠太郎	福岡県教育委員会